投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）	第二百五十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）

別表第三金融商品取引法の項中「第六十六条の十六」の下に「、第六十六条の十七第二項」を加え、同表保険業法の項中「第百七十三条の三」を「第二十一条第二項、第百九十八条第二項及び第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項、第百七十三条の三」に、「及び」を「並びに」に改め、同表資産の流動化に関する法律の項の次に次のように加える。

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	第二百五十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）

別表第四金融商品取引法の項中「第六十三条の四第三項」の下に「、第六十六条の十七第二項」を加え、同表船主相互保険組合法の項中「第三十三条の二第四項」の前に「第三十三条第六項（第十五条第七項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、」を加え、「第三十八条第三項において準用する場合を含む。）」の下に「、第四十条及び第四十八条第二項において準用する同法第三百八十九条第四項（第一号に係る部分に限る。）」を、「第四十四条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）」の下に「、第四十八条第一項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）」を加え、「会社法」を「同法」に改める。

同表保険業法の項中「第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）」の下に「、第百五十六条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）」を加え、同表資産の流動化に関する法律の項の次に次のように加える。

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	第二百五十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）

別表第五船主相互保険組合法の項中「第四十四条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）」の下に「、第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「会社法」を「同法」に改め、同表保険業法の項中「第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）」の下に「、第二十一条第二項、第百九十八条第二項及び第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第二項並びに第五百四十七条第二項」を加え、同表資産の流動化に関する法律の項の次に次のように加える。

金融サービスの提供に関する法律	第三十条において準用する保険業法第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第二項並びに第五百四十七条第二項

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第二十四条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十九条第一項第八号ハ及び第二百七十七条第一項第八号ハ中「書面」の下に「又は電磁的記録」を、「交付され」の下に「、又は提供され」を加える。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二十五条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号中「関し書面」の下に「（法第十三条第五項に規定する電磁的記録を含む。以下この項及び第六十三条第一項において同じ。）」を加え、同項第十四号イ中「（法第十三条第五項に規定する電磁的記録を含む。以下イ及び第六十三条第一項第十四号イにおいて同じ。）」を削る。

第二十六条　公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「記名押印する」を「記名する」に改める。

第十一条中「記名押印して、毎葉に契印又はこれに準ずる措置をし」を「記名し」に改める。

第二十六条第二項中「記名押印し、審判長が認印し」を「記名し」に改め、同条第三項を削る。

（特定社員登録規則の一部改正）

第二十七条　特定社員登録規則（平成十九年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号及び別紙様式第四号中「㊞」を削る。

（金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第二十八条　金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「すべて」を「全て」に改め、同条第一項第二号中「業務規程（」の下に「第四項、」を加え、同条に次の二項を加える。

4　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5　前項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第二十九条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第九号及び別紙様式第十号中「㊞」を削る。

別紙様式第十九号第2面記載上の注意3．中「前払支払手段」を「前払式支払手段」に改める。

別紙様式第二十二号中「㊞」を削る。